

司 H29 民訴

〔設問 1〕

Y の代理人 A と X との間で本件絵画を時価相応額で売買する契約が締結された事実は、X と Y が主張していないことであり、裁判所が当該事実を認定するにあたり、弁論主義が問題になる。

(1) 弁論主義は、訴訟物たる権利の基礎となる事実や証拠の提出を当事者の権能ないし義務とする建前である。このような趣旨から、当事者が申し立てていない事実は判決の基礎とすることができない、とする弁論主義第 1 テーゼが導かれる。

弁論主義の適用範囲は主要事実に限られる。なぜなら、間接事実は主要事実の存否を推認させる点で証拠と同様の役割を果たすところ、間接事実にも弁論主義を適用させると裁判官の自由心証（民訴法 247 条）を害するからである。

そこで、本件において裁判所が「Y の代理人 A と X との間で契約が締結された」事実を認定することが弁論主義違反となるかどうかは、当該事実が主要事実であるかどうかで判断される。

(2) ある事実が主要事実であるか、間接事実であるかは、その事実が主張された場合に、それが抗弁となるのか、理由つき否認となるのかによって判断することができる。なぜなら、否認とは主要事実と相容れない事項を主張することで、主要事実の存在を否定する役割を持つところ、このような機能は間接事実のそれと同一であるためである。

ここで、抗弁とは主要事実と両立する、ある権利の行使を阻害する事実を言うのであるから、結局ある事実が抗弁となるのか理由つき否認となるのかは、主要事実と両立する事実であるか否かで判断される。

(3) 本件訴訟の訴訟物は贈与契約に基づく本件絵画の引渡請求権である。この請求が認められる主要事実として贈与契約の事実が必要になることは明らかであるが、このことと、裁判所が認定しようとしている事実は相容れない。

なぜなら、本件絵画の引渡しの請求原因が贈与契約であり、かつ時価相応額での売買契約でもあることは論理上あり得ないからである。

したがって、裁判所が認定しようとする事実は理由つき否認であり、主要事実の存在を否定する方向に働く間接事実である。

(4) よって、当該事実には弁論主義の適用はなく、裁判所はその事実を本件訴訟の判決の基礎とすることができる。

以上